

子ども医療費助成利用の手引き

(お使いになる前にご一読ください。)

1. 医療証の種類

- 乳 医療証：小学校入学前の乳幼児
- 子 医療証：小学校1年生～中学校3年生
(義務教育就学児)
- 青 医療証：高校生相当年齢の子ども
(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

2. 助成の範囲

- 保険診療(入院・通院)の自己負担分
保険診療であれば、全国の医療機関の診療が対象です。
保険のきかない診療は助成の対象外です。
(例：健康診断、予防接種など)
入院時の食事療養標準負担額、薬の容器代や差額ベッド代も助成の対象にはなりません。

5. 医療費の払い戻し申請

都外医療機関の受診や医療証を使わずに受診した時などは、払い戻しの申請(支給申請)をしてください。

- 申請に必要なもの
 - ①領収書原本
 - ②子ども医療証
 - ③子どもの健康保険情報
 - ④振込先口座情報
- 窓口申請するとき
上記、申請に必要なものを持参のうえ、子育て支援課にお越しください。
- 郵送申請するとき
子ども医療助成費支給申請書に必要事項を記入のうえ、領収書原本を添えて子育て支援課までお送りください。
※郵送事故等の責任は負いかねます。送付の際は、簡易書留等の配達記録が残る方法でのご提出をおすすめします。
※子ども医療助成費支給申請書は、文京区HPからダウンロードして利用できるほか、お電話での送付依頼を承っています。

通常、申請受付から約2か月後に指定口座に振り込みます。

3. 医療証の使い方

- 都内の医療機関を受診
マイナ保険証(健康保険証、資格確認書等)と子ども医療証を提示
→窓口での支払いはありません。
- 都外の医療機関を受診
マイナ保険証等のみを提示
→医療証を提示できません。自己負担分をいったん窓口で支払ってください。
後日、文京区に払い戻しの申請をしてください。

※都外の国保・国保組合に加入の方は、都内の受診であっても医療証が使えません。受診後、支給申請をしてください。

4. 届け出が必要なとき

- 住所、氏名が変わったとき
- 子どもが加入する健康保険が変わったとき
- 保護者が子どもと別居になったとき
- 医療証を紛失、汚損したとき

医療費を10割支払ったり、補装具や治療用眼鏡を作ったりした場合

- 文京区国民健康保険に加入している方
 - ①国保年金課にて療養費(7～8割)の請求を行う
 - ②子育て支援課に以下の書類を提出する
 - 子ども医療助成費支給申請書
 - 領収書(原本または写し)
 - 医師の指示書(写し)※補装具、治療用眼鏡作成の場合
- その他の健康保険に加入している方
 - ①領収書の写しを取る(原本は②で使用します。)
 - ②健康保険に療養費(7～8割)の請求を行う
 - ③保険診療分の支給が済んだら以下の書類を子育て支援課に提出する
 - 子ども医療助成費支給申請書
 - 領収書(写し)
 - 健保組合等が発行する支給決定通知書(原本)
 - 医師の指示書(写し)※補装具、治療用眼鏡作成の場合

6. 学校等でケガをしたとき

- ・日本スポーツ振興センターの災害給付制度
自己負担分に見舞金を加算して給付されます。
- ・この制度を利用するとき
受診した医療機関で自己負担分をいったん支払ってください。**医療証は使用しないでください。**
申請方法は、各学校、幼稚園等にお問い合わせください。※一部保育園、学校ではこの制度を利用できない場合もあります。

7. 先発医薬品の特別料金について

- ・特別料金の仕組み
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望した場合、特別料金が発生します。
医療上の必要があると認められた場合には、特別料金はかかりません。
- ・医療費助成について
先発医薬品の特別料金は、子ども医療費助成の**対象外**です。

10. よくある問い合わせ

- Q1：医療費の払い戻し申請（支給申請）はいつまでに行えばいいですか？
- A1：受診日からおおむね2年以内にご申請ください。
- Q2：支給申請に提出した領収書は返してもらえますか？
- A2：領収書は、原則返却できません。控えが必要な方は、申請前に予めコピーを取ってください。
- Q3：子どもが交通事故に遭いました。医療証は使用できますか？
- A3：交通事故等、第三者行為による医療費には医療証を使用することができます。なお、必ず子育て支援課までご連絡ください。場合により必要書類をお送りします。
- Q4：子ども医療費助成について、各手続きを窓口で保護者以外がすることは可能ですか？
- A4：子育て支援課へお問い合わせください。

8. 医療証の更新

- 毎年10月に新しい医療証をお送りします。申請は不要です。
- ・医療証の切替
以下に該当する方には、切替直前の3月に新しい医療証をお送りします。申請は不要です。

①4月から小学校に入学する子ども

① 乳 医療証 → ② 子 医療証

②4月から高校生相当年齢に該当する子ども

③ 子 医療証 → ④ 青 医療証

9. 医療証の返却

- 以下に該当するときは、資格が消滅します。医療証を返却してください。
- ・文京区外に転出した ※転出日までが文京区の資格です。
 - ・生活保護を受けるようになった
 - ・子どもが児童福祉施設に入所した

11. 文京区ホームページ



←QRコードをご利用ください。
各種届出様式を掲載しています。郵送申請する場合は、ダウンロードし印刷のうえ、ご利用ください。

各種届出は、電子申請可能です（支給申請を除く）。ホームページ内リンクよりご利用ください。

12. 問い合わせ先

文京区 子ども家庭部
子育て支援課 児童給付係
〒112-8555
文京区春日1-16-21 シビックセンター5階
03-5803-1288（コールセンター）
※窓口・電話受付時間（月～金）
8：30～17：00

- * 土日、祝日、年末年始受付不可
- * 平日の夜間延長はありません。